

伊勢市農業委員会 第182回 総会議事録

日 時	令和3年2月15日（月）13時59分～15時31分
場 所	御菌公民館 2F 講堂
出席委員	<p>19名</p> <p>1番 中川 亜沙美 2番 森 美江 3番 吉田 保</p> <p>4番 山添 久憲 5番 川端 善宏 6番 神廣 敏夫</p> <p>7番 中澤 利吉 8番 中西 重喜 9番 東浦 弘行</p> <p>10番 中西 正平 11番 北村 安弘 12番 山口 和男</p> <p>13番 森川 正弘 14番 泉 一嘉 15番 出口 勝信</p> <p>16番 奥野 隆史 17番 岩尾 昭 18番 大西 正義</p> <p>19番 森北 雅博</p>
総会出席職員	<p>農業委員会事務局</p> <p>日置 幸美（局長）</p> <p>西村 明裕（係長）</p> <p>上野 結女（会計年度任用職員）</p> <p>農林水産課</p> <p>山神 彩花（職員）</p>
会議録署名者	2番 森 美江 12番 山口 和男
付議事項	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 非農地証明願について</p> <p>議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）</p> <p>議案第6号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議案について</p>
報告事項	<p>1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書について</p> <p>2. 農地法第18条第6項の規定による通知書について</p> <p>3. 農用地利用集積計画の中途解約について</p>

4. 農地法第5条の規定による許可の取消について
5. 農地利用変更届出書について
6. 農地の転用事実に関する照会書について
(津地方法務局伊勢支局より)
7. 農地等の現況について (津地方裁判所伊勢支部より)
8. その他

議 長

全員揃いましたので、ただいまから、伊勢市農業委員会第182回総会を開会いたします。

本日の出席者は19名全員であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。

本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、

2番の^{もり}森^{みえ}美江さんと、

12番の^{やまぐち}山口^{かずお}和男さん

のご両名をお願いいたします。

それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。

局 長

それでは付議事項につきまして提案させていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について (農林水産課提案)

議案第6号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議案について

以上あわせて6件でございます。よろしくをお願いいたします。

議長

それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

係長

では、まず本日配布しました資料等を確認させていただきます。まず、郵送するまでに議案書の訂正が間に合わなかったため正誤表とホチキス留めした資料及び写真資料を配布いたしました。不足のある方は挙手をお願いいたします。

それでは、ご説明をさせていただく前に、事務局から連絡及びお願いがございます。議案書の正誤表についてでございますが、この件に関してお手元の資料1をご覧ください。これはこれまでのご協議で決めていただきました現況地目表記の件でございます。実は1番を自作地と決めていただいたのですが、今回議案書を作成するにあたり、営農型太陽光発電設備のように農地を借りていて、引き続き借る場合、あるいは所有者が既に亡くなっていて、関係者が農業委員会に届けずして耕作している場合がございます、その農地を自作地と言うのはおかしいこととなりますので、今後、自作地をすべて耕作地と表記させていただきたいと事務局は考えております。今回の議案書は自作地と上記のような場合を耕作地と表記してしまっておりますが、今後すべて自作地は耕作地の表現に変更したいと思いますのでご了承をお願いしたく、資料を作成しました、委員の皆様、いかがでしょうか。ご質問等ございましたらお願いします。ないようでしたら、今後は自作地をすべて耕作地という表現で統一して議案書を作成させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

では改めてご説明をさせていただきます。1ページをお願いします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。件数は5件で、田が4筆2,498㎡、畑が2筆2,289㎡で、計6筆の4,787㎡でございます。

次のページをお願いします。内訳といたしましては、1番から4番は所有権移転で、5番は賃貸借権の設定にございました。

それでは1-1ページをお開き願います。

1 番でございます。売買でございます。受人は一色町の田 2 筆を譲り受けて、経営の拡大をしたいとの申請でございます。申請地は一色町地内に点在しており、2 筆とも農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、自作地、耕作地にございました。稼働人員は 2 名でございます。

続きまして 2 番でございます。こちら売買でございます。受人は佐八町の田 1 筆を譲り受けて、経営の拡大をしたいとの申し出でございます。申請地は佐八町地内 市立佐八小学校より東へ 90m に位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、自作地、耕作地にございました。稼働人員は 1 名でございます。

次のページをお願いします。1 - 2 ページをご覧ください。

3 番でございます。こちらは贈与でございます。受人は佐八町の田 1 筆を共有で譲り受けて経営の拡大をしたいとの申請でございます。なお、渡人は既に亡くなっており、相続財産管理人が設定されており、その相続管理人からの承諾を得ているものでございます。申請地は佐八町地内 市立佐八小学校より東へ 440m に位置する農業振興地域内農用地区域内農地でございます。これには事情がございます。相続財産管理人は申請地を処分したいのですが、当該地は農用地であるため、制限が色々出てまいります。そのため所在地の佐八町自治会に相談いたしました。自治会としては、地縁団体でありますことから農地を所有することができません。しかしながら今の役員 2 名が農業をしていることから、2 名の役員個人の共有名義での贈与で受けることで合意した次第でございます。現地調査の結果、他の方が頼まれて耕作していただきましたので耕作地と表記させていただきました。稼働人員は 4 名でございます。

続きまして 4 番でございます。こちらは売買でございます。受人は小俣町相合の畑 1 筆を譲り受けて、経営の拡大をしたいとの申請でございます。申請地は小俣町相合地内 市立小俣中学校より北へ 60m に位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果 自作地、耕作地にございました。稼働人員は 4 名でございます。

次のページをお願いします。1 - 3 ページをご覧ください。

続きまして5番でございます。賃貸借でございます。借人である小俣町元町で社会福祉事業を営む、社会福祉法人むげんのかのうせい理事長 安藤 大作さんが、小俣町明野の畑1筆を借り受けて法人が運営予定の保育園の園児用の農業実習園としたいとの申請にございます。これは今現在、市立あけぼの園という保育園がございしますが、このほど市から民間移管することとなり、当該法人が受け入れを表明したことに伴うものでございます。よって令和3年4月から、今のところ仮称ではございますが、私立「えがお あけぼの園」として運営される予定にございます。これに伴いまして、これまで市がお願いしお借りしていた園児用の畑を今回、当該法人がそのまま引き継ぐことになったので、このような申請が提出されました。申請地は小俣町明野地内 近鉄明野駅より西へ230mに位置する農業振興地域外農地にございます。なお、賃貸借期間は1年ごとの更新となります。現地調査の結果、自作地、耕作地と判断されました。

以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、農地法第3条の許可要件を満たしており、許可相当としております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。

吉田委員 議案書の所有権の移転の件数が5件になっています。

係長 失礼いたしました。4件に訂正をお願いいたします。

議長 ほかにございませんか。

山添委員 5番の社会福祉法人が農業実習を行うとのことですが、このような例は伊勢市では初めてですか。

係長 民間の保育園が借りるのは伊勢市では初めてになります。

議長 ほかにございませんか。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

係 長

続きまして2ページをお願いします。議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてでございます。件数は2件、内訳といたしまして、田が7筆の6,452㎡、畑が1筆の147㎡ 合計8筆の6,599㎡でございます。

次ページをお願いします。2-1ページをご覧ください。

1番でございます。こちらは平成31年3月15日付で許可した一時転用でございます。これは神菌工業団地に株式会社赤福が移転するにあたり工事用道路及び資材置場等とするものでございます。ところが申し出によりますと、この団地への道路として、伊勢市の道路計画(神菌11-1号線)の施工において、用地の地盤が軟弱であったことが判明した関係等で当初完成予定日より遅延しており、申請地に係る施工が一部出来ないために転用期間の延長の申請がなされました。これは神菌工業団地における開発事業(赤福新工場建設)の開業時期に間に合わせなくてはならない緊急性もございましたことから、事務局としてはこれをやむを得ないと判断したところでございます。また延長期間におきましては、延長分を合わせても農地法施行令第4条第1項第1号イ及び処理基準第6の1

(1)①に規定されております3年を超えていないことを確認しております。本件は一時転用期間の延長という内容でございますので、お認めいただければ、別

途申請し直すことなく、本件をもって延長を認めるものでございます。

次のページをお願いします2-2ページをご覧ください。

2番でございます。これは令和元年11月14日付で農地法第5条にて許可した資材置場でございます。ところが申し出によりますと、当初売買での予定ではございましたが、登記を付ける前に、渡人から娘に相続して、その上で娘との間で賃貸借契約に変更してほしいとの要請がございまして、受人がこれを了承したものでございます。この件につきましては、当初の売買の渡人、受人がそれぞれ了承していることからやむを得ず、事業計画変更届を出してもらってから、再度5条申請を出し直してもらったこととした次第でございます。この件につきましても事務局としてはやむを得ないものと判断したところでございます。

議案第2号は、以上2件でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

吉田委員

2番について1年以上前の許可になりますが、今まで何もしていなかったのですか。

係長

現場を見に行かせていただきましたら、資材置場のようにはしていたようですが、事業が滞っていて荒れていました。

議長

ほかにはございませんか。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということでございますので、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請については、これを承認し、

許可することに決定いたしました。

続きます。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。まず4番につきましては、川端^{かわばた}善宏^{よしひろ}委員に関する分でございます。ひとまず川端委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思っております。

(川端委員退席、審議)

事務局の説明をお願いします。

係 長

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

まず、初めに4番をご説明申し上げます。3-3ページをご覧ください。こちらは使用貸借でございます。こちらは借人である息子が父親名義の田2筆を借り受けて、住宅2階建1棟 建築面積166.94㎡及び通路87㎡としたい旨の申請でございます。申請地は小木町地内 箕曲神社より南へ230mに位置する都市計画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内の第3種農地でございます。こちらは申請時に既に整地化してしまっただけで始末書が提出されており、現況地目は棒線となります。建ぺい率は33%、排水は西側既設下水道へ接続して放流とし、被害防除はコンクリート擁壁を設置するものでございます。

以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、資金面からも転用確実に転用やむをえないものと判断しておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。本件についてご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということでございますので、議案第3号中の川端委員に係る分については、これを承認し、許可することに決定いたしました。それでは川端委員にお戻りをいただきたいと思います。

(川端委員着席後審議再開)

それでは、議案第3号のその他の案件の審議に入りたいと思います。事務局説明をお願いします。

係 長

改めてご説明申し上げます。農地法第5条による許可申請についてでございます。こちらの件数は17件で、田が15筆11,434.187㎡、畑が20筆の11,884㎡、計35筆の23,318.187㎡です。詳細についてご説明申し上げます。

次のページ、3-1ページをご覧ください。

1番でございます。売買でございます。宇治館町の宗教法人 神宮 代表役員 小松 揮世久さんが、宇治今在家町の田3筆、畑1筆 計5,833㎡を譲り受けて境内地にしたいとの申請でございます。申請地は神宮司庁から南へ直選距離3.3kmに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。全体の計画として、申請地の全体面積5,833㎡に、約4.0㎡間隔で杉の苗木1,020本を植林するなどの整備を行い、併せて境内地として管理する計画です。転用に伴う被害防除につきましては、盛土等は行わず、現在の地形をほぼそのまま利用し、また、隣接地は五十鈴川と山林であり、周辺の宮域林と一体のものとするにより、効果的に管理することが見込まれることから、特に問題はないものと判断いたしております。よって排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては整地のみで問題はないとのことです。なお本件は3,000㎡を超えるものでございましたので、この2月12日に開催されました三重県農業会議に諮問し、農業会議より適切との答申を得た案件でございます。

次のページをお願いします3-2ページをご覧ください。

2番でございます。こちらも売買でございます。1番と同じ宇治館町の宗教法人 神宮 代表役員 小松 揮世久さんが、宇治今在家町の田6筆及び登記地目田、現況地目畑1筆及び畑1筆の計8筆7,194㎡を譲り受けて境内地にしたいとの申請でございます。申請地は宇治今在家町地内 高麗広公民館より南へ890mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。本件も1番と同様に全体の計画といたしまして、申請地の全体面積 7,194㎡に対して、約4.0㎡間隔で杉の苗木1,258本を植林するなどの整備を行い、併せて境内地として管理する計画です。転用に伴う被害防除につきましては、盛土等を行わず、現在の地形をほぼそのまま利用し、現在の地形をほぼそのまま利用し、また、こちらも1番と同様に隣接地は五十鈴川と山林であり、周辺の宮域林と一体のものとするにより、効果的に管理することが見込まれることから、特に問題はないものと判断いたしております。よって排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては整地のみで問題はないとのことです。なお本件につきましても3,000㎡を超えるものでございましたので、この2月12日に開催されました三重県農業会議に諮問し、農業会議より適切との答申を得た案件でございます。

次のページをお願いします。3-3ページをご覧ください。

3番でございます。こちらは使用貸借となります。借人は父親名義の宇治浦田二丁目の田1筆を借り受けて、住宅兼店舗としたい旨の申請でございます。申請地は宇治浦田二丁目地内、市立進修小学校より南へ40mに位置する都市計画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内の第3種農地でございます。申請にあたり、既に整地してしまったことから始末書が提出されましたので、現況地目は棒線表記となります。現地調査の結果、始末書の内容を確認いたしました。排水は東側既設下水道へ接続して放流することとし、被害防除は、フェンスを設置するものでございます。

次のページをお願いします。3-4ページをご覧ください。

4番の次の5番でございます。こちらは売買でございます。受入である名張市赤目町で太陽光発電事業を営む株式会社平安コーポレーション 代表取締役 月成 陽一さんが、大湊町の畑一筆を譲り受けて太陽光発電設備 設置面積765.20㎡としたい旨の申請でございます。申請地は、大湊町地内 大湊浜ニュータウン公園より北西へ170mに位置する都市計画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内の第3種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみ

で自然浸透し、被害防除はフェンスを設置するものでございます。

続きまして6番でございます。こちらは売買にございます。受人は、自宅に隣接する黒瀬町の田1筆を譲り受けて駐車場及び倉庫としたいとの申請にございます。申請地は黒瀬町地内 市立浜郷小学校より南へ260mに位置する既存集落内の第3種農地でございます。こちらは、現地調査の結果既に整地化されておりましたので始末書の提出を求めました。よって現況地目は棒線となります。排水は雨水のみで東側既設排水路へ放流とし、被害防除は既設のコンクリートブロックをそのまま利用することで問題はないとのことでございます。

次のページをお願いします。3-5ページをご覧ください。

7番でございます。こちらは賃貸借にございます。これにつきましては事情がございまして、申し訳ありませんが、報告書の4-1ページをご覧ください。本件は令和元年9月13日付で、5条による当初地上権設定にて許可した太陽光発電設備した案件にございます。ところが許可後に地上権設定者である所有者の意向が変わりまして、賃貸借契約に変更したいとの申し出がありまして、変更しようとしたところ、設備は既に完成して転売済みであり、かつ地上権設定者である所有者は亡くなってしまいました。そのため改めて契約し直すしか方法はなく、やむなく前回の許可を取消した上で、現在の設備の所有者と地権者の相続人との間で改めて賃貸借契約を結ぶために再申請となった次第のものでございます。

では元の3-5ページにお戻りください。現在の設備の所有者、つまり借人である和歌山県東牟婁郡那智勝浦町で太陽光発電事業を営む井筒建設株式会社 代表取締役 井筒 千鶴さんとの間で賃貸借契約を結び直すものでございます。申請地は磯町地内 磯町墓地より北東へ110mに位置する第2種農地でございます。現地調査を実施しましたが既に設備が完成していることから農地ではなくなっているため棒線といたしました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として周囲にフェンスが設置されております。なお、当初申請時の時から公図とそれぞれの土地の地積が不整合であったため、実測面積との間にかなりの開きがあります。しかしながらとしては土地家屋調査士が測量した図面にて前回ご了解をいただいたことでもありますので、同様に許可いたしたいと事務局は考えております。

次のページをお願いします。3－6ページをご覧ください。

8番でございます。こちらは売買でございます。受人は上地町の畑1筆を譲り受けて、住宅2階建て1棟 建築面積121.13㎡を建てたいとの申請でございます。申請地は栗野町地内、市立城田小学校より西へ100mに位置する既存集落内の第3種農地でございます。現地調査の結果、自作地、耕作地にございました。建ぺい率は32%、排水は浄化槽をへて南側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するものでございます。

続きまして9番でございます。こちらの案件は、先ほど2号議案にてご審議いただきました2番に関連して、再度再申請された案件でございます。令和元年11月14日付で売買による5条許可した資材置場でございます。本件は2号議案でご審議いただきました時にご説明したとおり、渡人の意向が変わり、渡人の娘に贈与した上で娘と当時の受人と賃貸借契約したいとの申し出がございましたので事業計画変更を行った上で再度5条による贈与の申請が提出されたものでございます。なおこの5条申請は既に当初の5条許可が下りていたことから、既に農地ではないと判断されるので5条申請となったものでございます。申請地は中村町地内 五十鈴ヶ丘公民館より南東へ110mに位置する都市計画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内の第3種農地でございます。現地調査を一応実施いたしましたが、既に農地転用許可済みであることから農地ではないことを確認しました。よって現況地目は棒線表記となっております。排水は、雨水のみで自然浸透とし、被害防除は特に何もしなくても問題はないとのことでございます。そしてこの申請が認められて、所有権が移転した後に受贈者と当初の受人である株式会社 大地開発と賃貸借契約を結ぶものでございます。なお、賃貸借期間は1年ごとの更新となります。

次のページをお願いします。3－7ページをご覧ください。

10番でございます。こちらは売買でございます。受人である小俣町元町で不動産業を営む株式会社創建ハウジング 代表取締役 川端和弥さんが小俣町元町の畑1筆を譲り受けて宅地造成をしたい旨の申請でございます。申請地は小俣町元町地内 小俣町元町保健福祉会館より北西へ100mに位置する都市計画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内の第3種農地でございます。こちらの案件につきましては、通常の農地転用では、建売住宅としなければならないところですが、本申請は造成のみ

の転用申請です。これは申請地が都市計画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内であることから、農地法第5条第2項第3号及び農地法施行規則第57条第1項第5号へに規定される、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するために農地を農地以外に造成される事が確実と認められるという規定に該当し、例外的に許可し得る案件でございます。現地調査の結果、自作地、耕作地と判断されました。排水は東側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するものでございます。

続きまして、11番でございます。こちらも売買でございます。受人である御菌町高向で不動産業を営む理楽株式会社 代表取締役 瀬古 長司さんが、小俣町明野の畑1筆を譲り受けて、建売住宅9区画としたい旨の申請でございます。申請地は、村松町地内 陸上自衛隊明野駐屯地より西へ500mに位置する既存集落内の第3種農地でございます。現地調査の結果、自作地、耕作地と判断されました。建ぺい率は23%、排水は南側既設下水道へ接続して放流とし、被害防除としてブロック塀を設置するものでございます。また本案件は、総転用面積が1,000㎡を超える開発案件でもありますことから、都市計画法第29条に基づく開発案件にも該当するものでございます。お認めいただきましたら、再度許可を保留して開発許可日と同日付で許可したいものでございます。

次のページをお願いします。3－8ページをご覧ください。

12番でございます。こちらは営農型太陽光発電設備に伴う賃貸借の一時転用の延長申請でございます。こちらは借人である松阪市新町で農作物の生産・加工・販売を営む合同会社La ferme do 1010banchi 代表社員 小泉 直也氏が小俣町明野の登記地目 田 現況地目 畑1筆を借り受けて、平成30年2月14日付で3年間の一時転用で認めました営農型太陽光発電でございます。ここで営農型太陽光発電設備とは何かと申しますと、恐れ入りますが本日お配りしました資料2をご覧くださいと思います。

この営農型太陽光発電とは、左上に記されておりますとおり、農地に支柱を立てて営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置することにより農業と発電を両立する仕組みを指します。よってこの場合は転用許可が必要となりますが、農地に設置された支柱の基礎部分のみ一時転用が必要となります。この転用につきましては、パネルの下で営農することから、農地の制限はなく農用地でも行えるものでございます。しかしながら、営農と発電を両立するとは言っても、底地は農地でございますので、営農を疎かにはできません。その関係で色々と制限がございます。それが左下の内容に簡潔にまとめられております。また資

料の写真にあるような形態で営農を行います。これには制限がございまして、あくまでも農地の上に一時的に太陽光発電のパネルを設置するという位置付け上、撤去が容易なものでなければなりません。そして下の作物は、パネルの無い状態での収穫高に対して80%の収穫高が必要となり、毎年2月末までに農業委員会へ報告書を提出し、農業委員会はそれをまとめて県に報告することとなっております。通常は一時転用ですので3年間となりますが、適切に営農がされておりましたならば、更新手続きである農地転用申請をしてもらって転用期間を延長できるものでございます。本案件はこれに該当するものでございます。また、資料にもございますように、制度の改定がございまして一定の条件を満たせば、一時転用期間は10年間となる場合もございますが、当市におきましては、現時点ではそのような例がなく、すべて3年更新となっております。また申請時に誓約書を提出することが必要で、適切に管理及び営農されていない場合は自ら撤去しますという内容の誓約書でございまして、許可後、もし当該農地の営農状況及び管理が適切でない状態で著しい支障がある場合は、誓約書のとおり太陽光パネル設備を撤去するものとなっております、なかなか制限が多い制度ではございます。当市では1件そのような事例がございました。

さて、今回の営農型太陽光発電については、底地の農地での作物は、ブルーベリーのポット栽培をしているものでございます。しかもブルーベリーは3年後にしか収穫できないため、今のところは収穫なしの状況です。農林水産省の指針によりますと、ブルーベリーの選定等、適切に管理されていると認められますと更新が可能となるものでございます。このような中、当初の転用期間としては令和3年2月13日までであり、継続して営農型太陽光発電を行うためには更新の手続きが必要であったものでございます。本来は転用期間が切れる前に更新するところでございますが、今月の農業委員会総会の開催の日程の関係上2日間の間空いてしまったものでございます。現況は事務局が毎月確認しており、それを見る限り、手入れがきちんとされていることを確認していることを考慮して、事務局としては、これをやむを得ず認めることとしたいと考えております。ただし許可日は本日付としますが、転用期間は転用期間がきた令和3年2月14日から3年間の期間までとしたいと存じます。委員の皆様には慎重なご審議を頂戴したいと存じます。

続きまして13番でございます。こちらは売買でございます。受人は小俣町本町の畑1筆を譲り受けて住宅平屋建て1棟 建築面積120.34㎡を建てたいとの申請にございます。申請地は小俣町本町地内 掛橋公園より南東へ100mに位置する都市計画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内の第3種農地にございます。現地調査の結果 荒廃農地と判断されました。建ぺい率は27%、

排水は西側既設下水道へ接続して放流とし、被害防除としてコンクリート擁壁を設置するものでございます。

次のページをお願いします。3-9ページをご覧ください。

14番でございます。こちらは売買にございます。受人である曾弥二丁目で建設業を営む株式会社ナカムラ工務店 代表取締役 中村博光さんが、御菌町王中島の畑2筆を譲り受けて貸店舗兼共同住宅 建築面積187.00㎡を建てたいとの申請にございます。申請地は御菌町王中島地内 国道23号 王中島交差点より北東へ120mに位置する都市計画法第8条第1項第1号に規定されている用途地域内の第3種農地にございます。現地調査の結果、自作地、耕作地と判断されました。排水は、北側既設下水道へ接続して放流とし、被害防除はコンクリートブロックを設置するものでございます。

続きまして15番でございます。こちらは使用貸借でございます。借人は母親名義の畑1筆を借り受け、住宅平屋建て1棟58.37㎡及び既存の倉庫94.32㎡としたいとの申請にございます。なお本申請にあたり、事前に造成し、倉庫を建ててしまったということで始末書が提出されておりますことから、現況地目は棒線表記となっております。申請地は御菌町新開地内 新開児童公園より北へ160mに位置する既存集落内の第3種農地にございます。排水は東側既設下水道へ接続して放流とし、被害防除として、コンクリートブロックを設置します。

次のページをお願いします。3-10ページをご覧ください。

16番でございます。こちらは売買でございます。受人は自宅に隣接する御菌町小川の畑1筆を譲り受けて洗濯物干し場及び物置3棟 建築面積50.45㎡としたいとの申請にございます。申請地は御菌町小川地内 二木神社より南東へ120mに位置する既存集落内の第3種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するものでございます。

続きまして17番でございます。こちらは売買でございます。受人である御菌町小林でし尿・ごみ収集運搬業を営む株式会社松本清掃 代表取締役 松本 雅人さんが御菌町小川の畑1筆を譲り受けて、駐車場7台分及び洗車場としたい旨の申請にございます。本案件は、当初平成17年9月15日付で当時の渡人の娘が住宅を建てるということで5条許可したところでございますが、実際には受人である娘が別

のところ住宅を建ててしまっていて、農地転用が宙に浮いた状態になりました。しかも渡人が亡くなって受人が相続してしまいました。そのため事務局内で協議をいたしまして、今回改めて申請し直しということで上程された案件でございます。ですので現況地目等が、農地転用を一度許可したということで棒線表記となっております。申請地は御菌町小林地内 小林ポンプ場より南西へ340mに位置する既存集落内の第3種農地でございます。排水は、西側既設下水道へ接続して放流とし、被害防除はコンクリートブロックを設置するものとします。

議案3号は以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

吉田委員

3番の住宅兼店舗の申請についてですが、店舗があるので建ぺい率の記載はなしということによろしいですか。

係長

三重県農地調整課にも再度確認しましたところ、住宅のみの場合建ぺい率を記載するようにとのこと、付属している店舗がある場合や長屋住宅等については建ぺい率を問わないということを確認しております。

吉田委員

それから7番、9番、17番で、調査事項⑧と⑨がどちらも棒線になっているところについて、通常は⑧が棒線の時は⑨の始末書はありになりますが、どのようなときにどちらも棒線になるのですか。これらの案件はなぜ始末書がいないのですか。

係長

7番については、先に報告事項でお伝えさせていただきましたとおり、許可の取消しを行った上で再度申請をした案件になり、許可をし

	<p>た時点で農地ではなくなっているのので、始末書までは求めなくてもよいと事務局が判断させていただいたものでございます。9番、17番も一度転用許可を取ってある再申請の案件になるので、現況地目を記載しておりません。</p>
吉田委員	<p>始末書がない場合理由を書いていたかかないとわかりにくいですね。</p>
係長	<p>それでは⑧にそのような場合は「農転許可済」などと記載させていただきます。</p>
吉田委員	<p>それから始末書がある場合はなぜ始末書が必要になったのか理由を記載していただくとわかりやすくありがたいです。</p>
係長	<p>かしこまりました。</p>
出口委員	<p>質問です。12番について伊勢市の場合一時転用期間を3年としていて、国の制度ならやむを得ないと思いますが、例えば3年経ったらまた再申請されますよね。太陽光発電の場合は3年で撤去することはないと思いますが、国の制度で10年も認められるならなぜ10年ではなく3年なのですか。</p>
係長	<p>もともと農地法で一時転用の期間は最長3年と定められておりました。そこへ新たに営農型太陽発電施設の制度が出てまいりまして、一定の条件を満たせば10年に延長しようという話が出てきました。</p>
議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、3号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p>

ご異議なしということでございますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。なお、11番につきましては、開発案件でありますので、開発許可日と同日付で許可することを条件とすることで決定致しました。

続きまして議案第4号 非農地証明願についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

係 長

続きまして議案第4号 非農地証明願についてでございます。

4ページをお願いします。件数は1件で、畑が1筆297㎡でございます。詳細についてご説明させていただきます。次のページをお願いいたします。

4-1ページをご覧ください。

1番でございます。御菌町高向の畑 現況は宅地でございます。本案件は願出者が相続する前に、隣地の利用者の親が昭和53年に住居を建て、平成7年に利用者が居宅件倉庫を建てて利用しているとのことで、非農地証明の願い出があがってきております。

議案第4号につきましては以上でございます。現地調査及び書類審査の結果、非農地証明の要件を満たしておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、4号議案を許可いたしたいと思いますが、ご

異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第4号 非農地証明願については、これを非農地とみなし、証明書を下付することに決定いたしました。

続きまして、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。

それでは、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)を説明させていただきます。件数は61件で、田が58筆の60,259㎡、畑が71筆の62,417.71㎡、計129筆の122,676.71㎡でございます。次のページの農地利用集積計画の概要をご覧ください。

内訳といたしまして、

◇所有権の移転が1件で、田のみ3筆の3,063㎡。

◇1年11か月の利用権(賃貸借権)の設定が1件で、

田が3筆の3,096㎡、畑が1筆の512㎡、計4筆の3,608㎡。

◇2年2か月の利用権(賃貸借権)の設定が1件で、畑のみ1筆の2,159㎡。

◇2年3か月の利用権(賃貸借権)の設定が1件で、畑のみ1筆の1,010㎡。

◇2年6か月の利用権(賃貸借権)の設定が4件で、

田が4筆の4,134㎡、畑が2筆の3,098㎡、計6筆の7,232㎡。

◇3年間の利用権(賃貸借権)の設定が3件で、

田が1筆の671㎡、畑が12筆の9,605㎡、計13筆の10,276㎡。

◇3年間の利用権(使用貸借権)の設定が1件で、畑のみ2筆の1,571㎡。

◇5年間の利用権(賃貸借権)の設定が23件で、

田が23筆の29,751㎡、畑が10筆の8,766㎡、計33筆の38,517㎡。

◇5年間の利用権(使用貸借権)の設定が6件で、

田が6筆の3,082㎡、畑が1筆の1,800㎡、計7筆の4,882㎡。

◇6年間の利用権(賃貸借権)の設定が1件で、田のみ8筆の9,164㎡。

◇6年間の利用権(使用貸借権)の設定が7件で、

畑のみ15筆の7,875.71㎡。

◇10年間の利用権(賃貸借権)の設定が4件で、

田が5筆の3,649㎡、畑が2筆の1,752㎡、計7筆の5,401㎡。

◇10年間の利用権(使用貸借権)の設定が2件で、

山神
(農林水産課)

畑のみ 12 筆の 11,650 m²。

◇ 10 年間の利用権（賃貸借権）の移転が 3 件で、
田が 5 筆の 3,649 m²、畑が 1 筆の 952 m²、計 6 筆の 4,601 m²。

◇ 10 年間の利用権（使用賃借権）の移転が 1 件で、
畑のみ 11 筆の 11,307 m²。

以上件数は件数は 61 件で、田が 58 筆の 60,259 m²、畑が 71 筆の 62,417.71 m²、計 129 筆の 122,676.71 m²でございます。転貸抜きの件数は 57 件で、田が 53 筆の 56,610 m²、畑が 59 筆の 50,158.71 m²、計 112 筆の 106,768.71 m²でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしくお願いたします。

議 長

農林水産課提案の議案について説明が終わりました。

このうち 5-1 ページの 1 番は北村 ^{きたむら} ^{やすひろ} 安弘委員に関係する分でございます。ひとまず北村委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思えます。

（北村委員退席、審議）

本件についてご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

（異議なしの声あり）

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声、多数あり）

ご異議なしとのことでございますので、議案第 5 号の北村委員に関係する分については承認することに決定いたしました。それでは、北村委員にお戻りをいただきたく思えます。

（北村委員着席後審議再開）

続きまして5－3ページの1番、7番及び9番は森北^{もりきた} 雅博^{まさひろ}委員に係る分でございます。ひとまず森北委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思えます。

本件についてご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第5号の森北委員に係る分については承認することに決定いたしました。それでは、森北委員にお戻りをいただきたく思えます。

(森北委員着席後審議再開)

続きまして5－4ページの40番から5－5ページの41番までは大西^{おおにし}正義^{まさよし}委員に係る分でございます。ひとまず大西委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思えます。

本件についてご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことですので、議案第5号の大西委員に係る分については承認することに決定いたしました。それでは、大西委員にお戻りをいただきたいと思います。

(大西委員着席後審議再開)

それでは、議案第5号のその他の案件について審議に入りたいと思います。ご何か質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、その他の5号議案について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

異議なしとのことですので、議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)は、これを承認することに決定をいたしました。

続きまして、議案6号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を議題といたします。事務局の説明を求めます。

係 長

次に6号議案でございます。6ページの次の6-1ページをご覧ください。

この件につきましては、先月の総会でお話しさせていただきましたが、今回ご審議いただく前にいきなり文書を送付させていただきましたこととお詫び申し上げます。さて、詳細な情報がないままに委員の皆様へ送付することとなりましたが、これは三重県農業会議からの依頼がございまして、令和元年の10月に県外の2つの市町の農業委員会におきまして、農業委員長が農地違反と収賄の疑いにより逮捕されるという事件が発生しました。

詳細につきましては、大分県別府市で農業委員長が農地転用で便宜を図ったということで収賄の疑いで逮捕され、奈良県安堵町では、

業者と結託して農業委員会長自ら虚偽の農地転用を申請して不正に農地を取得した疑いで逮捕されたという事例でございます。これを受けて、令和元年11月28日において、令和元年度全国農業委員会会長代表者集会におきまして、この一連の不祥事は、農業委員会及び農地制度に対する国民の信頼を大きく傷つけるものであり、その影響は計り知れないものであり、我々農業委員会組織は農業者の公的な代表機関として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っているということを改めて自覚して業務に当たらなければならないとし、同時に組織一丸となって再発防止に取り組むことを決議されました。また、令和2年3月4付でも再度農業会議から綱紀粛正の依頼が来た次第でございます。今度は鳥取県米子市、青森県弘前市におきましても同様な事件が発生しました。これにより毎年全国各農業委員会において決議案のとおりの内容を決議し、議事録に記録するようにとの指示がございましたので、この度ご審議いただくものでございます。しかしながら、今般のコロナ禍の状況下では農業委員、農地利用最適化推進委員全員にお集まりいただくことが不可能であること、また委員お一人お一人に意見をじっくり伺う時間的な余裕もないことから、委員の皆様や農地利用最適化推進委員の皆様全員に1月末までの期限で前もって文書にてこの決議案についての意見を募りましたが、特に意見なしということでもございましたのでご報告申し上げます。先月の総会におきまして、前年と同じ内容とのご指摘もございましたが、新体制になったこともございまして、今一度初心に帰って決議いただきたいと事務局は考えております。なお、繰り返しになりますが、この決議内容におきましては、三重県農業会議から、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すために、今後毎年1回以上のこのような決議の取り組みをするようにとのことでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。では決議案を朗読させていただきます。

(決議文 朗読)

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。何か質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願ひいたします。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、6号議案を決議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第6号につきましては、事務局案の内容で決議することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。

係 長

続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。

1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書
について

……2件 (説明内容記録省略)

2. 農地法第18条第6項の規定による通知書について

……1件 (説明内容記録省略)

3. 農用地利用集積計画の中途解約について

……10件 (説明内容記録省略)

4. 農地法第5条の規定による許可の取消について

……1件 (説明内容記録省略)

5. 農地利用変更届出書について

……2件 (説明内容記録省略)

6. 農地の転用事実に関する照会書について

(津地方法務局伊勢支局より)

……3件(説明内容記録省略)

7. 農地等の現況について(津地方裁判所伊勢支部より)

……1件(説明内容記録省略)

報告事項は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特にご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いいたします。

係 長

それでは事務局から連絡させていただきます。

次回の現地調査のお願いでございます。2月の現地調査については、前回資料をお渡しして確認をお願いしましたところ、特に変更の要望がございませんでしたので資料のとおり

2月25日(木) 川端 善宏 委員 岩尾 昭 委員

2月26日(金) 神廣 敏夫 委員 奥野 隆史 委員

にそれぞれお願いをさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。現地調査での委員の主な業務を申し上げます。先月中澤委員、山口委員に現地調査へ行っていただきましたが、具体的にはどんなことをするのかの説明が抜けておりましたので改めて後付けで申し訳ございませんが、ご説明をさせていただきます。当たった方は当日の朝9時までに市役所東館3階の農業委員会事務局の事務所へお越しいただきまして、委員2名と事務局2名で公用車で現地へ行きまして、事務局が申請内容を説明しまして、現況を見てもらいます。そして現況が本日お配りしました資料1の内容を参考に耕作地、遊休地、荒廃農地あるいは始末書がある状態なのかをご判断いただきます。また他にお気づきのことがあればその場でご発言下さい。現地調査が終わり、市役所へ戻りましたら駐車場にてその場で解散という流れとなります。よろしくお願いいたします。

また、説明がまだの資料がありますのでここでご説明申し上げます。本日配布した資料の3枚目、資料3をお願いいたします。これは4月以降、

令和3年度の予定案でございます。少し見づらいのですが、祝日は先に国会で成立した東京オリンピックで祝日が移動した内容を反映しております。そして委員の皆様が関係する日をマーカーしてございます。総会の日は基本15日とさせていただいております。現地調査につきましては、事務局が議案書等を作成する時間の関係上、下旬ではありますが、月によって日が違いますのでお間違いのないようよろしくお願い申し上げます。これに伴いまして、前回お渡ししました現地調査の割り当て案にこの予定日を入れましたものとして資料4を用意させていただきました。また日が確定したことにより現地調査におきましてご都合がつかない方がおみえになりましたら、後でかまいませんので事務局へご連絡をお願いします。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議 長

その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。

それでは、特にないようでございますので、第182回の総会を閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____